

技術者は本規定を適用せず
日本規定は昭和十四年十二月二十二日より施行す
負債金又添給金に課する。従来より規定は
總之の如きを究也

二十五年より三十年度の間に本社は臨時休業を命じしと
同の貸付金に全額支給

十二ト一ト下下化も同様に是れ就業するものに
（新の十七人名）就業するものは五十名以下

就業す

二十九名全職工は出社届を提出す